

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年12月から7年3月まで  
私は、婚姻後、社会保険事務所(当時)から未納期間(申立期間)があると通知が届いたので、夫と一緒に社会保険事務所に行き、保険料を納付したにもかかわらず、未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間の国民年金保険料を全て納付している上、婚姻後、国民年金第3号被保険者への切替えも適切に行うなど、申立人の保険料の納付意識は高いことが認められる。

また、申立人は、「婚姻後、社会保険事務所から未納期間があると通知が届いたので、夫と一緒に社会保険事務所に行き、保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人の婚姻の時点(平成7年5月)では、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、時効は到来しておらず、納付することは可能であり、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料納付額について、「はっきり覚えていないが5万円ぐらい納付したように思う。」と供述しており、申立期間の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年2月まで

私は、会社を退職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時には、きちんと国民年金に加入しており、申立期間についても厚生年金保険から国民年金への切替手続をし、役所から送られてきた納付書で夫の国民年金保険料と一緒に納付していた。しかし、申立期間について夫の記録は納付の記録となっているが、私の記録は未加入とされており、納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の国民年金への加入手続を適切に行っていることがうかがわれることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、オンライン記録によると、申立期間は国民年金の未加入期間とされている一方、申立人が所持する国民年金手帳には、「国民年金の記録」欄に申立期間が強制加入期間として記載され、町役場の確認印が押されていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金保険料を夫の保険料と一緒に納付したとしているところ、オンライン記録により、申立人及び申立人の夫の保険料の納付日を確認すると、納付日はほとんど同日であり、申立人及び申立人の夫が保険料と一緒に納付していた状況がうかがわれることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月30日から同年12月1日まで

私は、B社に在職中、昭和41年6月1日から同年11月30日まで、グループ会社のA社に派遣され、その後、B社へ戻るなどして継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社の後継会社からの回答等により、申立人は、申立期間当時、B社及びそのグループ会社に継続して勤務(昭和41年12月1日にA社からB社に異動)し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、事業主が資格喪失日を昭和41年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入

の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間の全ての賞与において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月20日は30万円、同年12月20日は38万円、20年12月20日は35万2,000円、21年7月20日は33万円及び同年12月20日は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日  
② 平成19年12月20日  
③ 平成20年12月20日  
④ 平成21年7月20日  
⑤ 平成21年12月20日

私が勤務するA社は、申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、2年以上経過していたため厚生年金保険料は時効により納付できず、私の記録訂正後の賞与額は年金の給付に反映されないこととなる。申立期間に係る賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、保険料の徴収権が時効により消滅した後、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、

厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

申立期間①から⑤までについて、事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の賞与支払額及び厚生年金保険料額から、平成19年7月20日は30万円、同年12月20日は38万円、20年12月20日は35万2,000円、21年7月20日は33万円及び同年12月20日は38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に賞与支払届を提出していなかったとして新たに届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間の全ての賞与において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月20日は26万円、同年12月20日及び20年12月20日は28万円、21年7月20日は27万5,000円、同年12月20日は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日  
② 平成19年12月20日  
③ 平成20年12月20日  
④ 平成21年7月20日  
⑤ 平成21年12月20日

私が勤務するA社は、申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、2年以上経過していたため厚生年金保険料は時効により納付できず、私の記録訂正後の賞与額は年金の給付に反映されないこととなる。申立期間に係る賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、保険料の徴収権が時効により消滅した後、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、



厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

申立期間①から⑤までについて、事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の賞与支払額及び厚生年金保険料額から、平成 19 年 7 月 20 日は 26 万円、同年 12 月 20 日及び 20 年 12 月 20 日は 28 万円、21 年 7 月 20 日は 27 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に賞与支払届を提出していなかったとして新たに届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から46年7月まで

私の母は既に死亡し、詳しいことは分からないが、母が、「お前の国民年金保険料は私が納めているから。」と話していたことを覚えている。このため、私の国民年金保険料は、私が20歳になったときから納付されていると思っているが、申立期間が未納の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和46年8月頃にA町（現在は、B市）で払い出されたと推認できる上、A町の申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立人は同年8月15日付けで初めて被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間当時、継続してA町に居住していることから、A町が申立人に対して複数の国民年金手帳記号番号を払い出したとは考え難い上、オンライン記録等による検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金への加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況等については不明であり、このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年5月までの期間及び41年9月から47年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和40年6月から41年8月までの期間及び47年8月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、還付が必要であると認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年10月から40年5月まで  
② 昭和40年6月から41年8月まで  
③ 昭和41年9月から47年7月まで  
④ 昭和47年8月から61年3月まで

私は、制度発足当初から国民年金に加入したが、当時は母親が私に代わって保険料を納付してくれていた。

その後、私は、昭和40年6月にA市からB市に転居し、会社に勤務して同年同月から41年8月まで厚生年金保険に加入したが、47年8月に夫と一緒に国民年金に加入し、61年4月に第3号被保険者となるまでは保険料を納付していた。

他方、A市に住んでいた兄からは、私がB市に転居した後も母親がA市で私の国民年金保険料を納付し続けており、母親が亡くなった後は、兄が納付してくれていたと聞いた。

これらのことから、申立期間①が未納の記録となり、申立期間③が未加入の記録となっていることに納得がいかない。

また、申立期間②は厚生年金保険の加入期間であり、申立期間④は私が国民年金保険料を納付した記録となっているが、上述のとおり、亡くなった母及び兄が、昭和61年3月までは、別途、国民年金保険料を納付してくれていたはずであるので、当該期間については保険料を還付してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成11年9月に基礎年金番号に統合されるまでは、昭和36年2月頃にA市で払い出されたものと、47年9月にB市で払い出されたものの二つが併存していたところ、申立ては、前者の手帳記号番号に関して、61年3月までA市で申立人の母親及び申立人の兄により保険料が納付され続けていたので、納付した記録となっていない申立期間①から④までの保険料について納付を認め、このうち厚生年金保険の加入期間と重複する期間（申立期間②）及び後者の手帳記号番号で国民年金保険料を納付した期間と重複する期間（申立期間④）に係る保険料については還付してほしいとするものである。

しかしながら、昭和36年2月頃にA市で払い出された申立人の国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳には、申立人が39年7月1日付けで「不在被保険者」とされ、41年4月1日付けで「市町村管理不要」とされたことが確認できるが、その後、これらの取扱いが解消等された記録は無く、このような状態のまま申立人の保険料がA市で納付し続けられたとは考え難い。

また、申立人は、昭和36年2月頃にA市で払い出された申立人の手帳記号番号に係る保険料納付に直接関与していない上、当該保険料納付を行ったとする申立人の母親及び申立人の兄は既に死亡していることから、申立期間当時の当該保険料の納付の状況は不明である。

さらに、申立人が所持する2冊の年金手帳の記載内容及びB市の申立人に係る国民年金被保険者名簿における納付記録等は、オンライン記録と一致しており、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の母親及び申立人の兄が、申立てに係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②及び④に係る国民年金保険料については、還付が必要であると認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年6月から57年3月まで

私は20歳の時に、両親から国民年金への加入を勧められたが、当時、私は学生だったので、代わりに母親が国民年金の加入手続きを行い、その後の保険料を納付してくれた。

私は、大学卒業後に共済組合に加入したので、母親から、「国民年金保険料を納付しなくてよくなった。」と聞いた記憶もあり、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和63年2月8日に社会保険事務所（当時）からA市B区へ払い出されていることが確認できる上、申立人から提出された年金手帳により、申立人は同年4月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、オンライン記録等による検索を行っても、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の母親は、「申立人の国民年金への加入手続き及び保険料の納付については、よく覚えていない。」としていることから、申立人の申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成21年9月及び同年11月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年9月  
② 平成21年11月

私は、国民年金に加入したときから定額保険料と付加保険料を合わせて納期限に遅れないよう納付してきたにもかかわらず、申立期間①及び②の2か月だけ、付加保険料が未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを証する「領収（納付受託）済通知書」（納付書の一部）がA金融機関B事業所に保管されており、同通知書によると、申立期間①に係る保険料が、平成21年11月4日に発行された平成21年度の定額保険料月額を額面とする納付書により、同月6日に納付され、申立期間②に係る保険料が、22年1月28日に発行された21年度の定額保険料月額を額面とする納付書により、同年2月1日に納付されたことが確認でき、オンライン記録とも一致する。

これらの納付書発行日及び保険料納付日は、いずれも本来の納付期限を過ぎている上、申立期間当時、納付書には納付期限が記載され、その裏面には、「付加保険料は納付期限を経過すると納められません。新たな納付書を発行しますので、お近くの社会保険事務所までご連絡ください。」と記載されていたことから、申立人は、申立期間①及び②の保険料について、社会保険事務所（当時）に新たな納付書の発行を求めたものと推認される。その場合、定額保険料のみの納付書の発行を受けることになることから、付加保険料は納付できなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 広島国民年金 事案 1401

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和43年4月から46年5月まで

私は、20歳になった時、国民年金に加入した。加入手続や国民年金保険料の納付は母親が行い、領収書を見せられた記憶があるにもかかわらず、未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により申立人の氏名検索を行ったが、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない上、申立人が当時居住していたA町も、「当町の国民年金の記録に申立人の記録は見当たらない。」としていることから、申立人は国民年金に加入していないものと推認され、保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付の状況については不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年頃から 33 年頃まで  
② 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、申立期間①においてA社に勤務し、申立期間②においてB社に勤務していたが、いずれも厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA社及びB社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所として記録されておらず、商業登記簿によってもその存在を確認することができない。

また、A社と類似する名称の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①において申立人の氏名並びに申立人が記憶する事業主及び同僚の氏名は見当たらず、B社についても同様に確認したが、申立期間②において申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は、両事業所において勤務したことをうかがわせる資料を保管しておらず、申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人が記憶する事業主及び同僚をオンライン記録から特定することはできないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 2519 (事案 2173 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無く納得できないので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

なお、勤務期間については、思い違いで1年前の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの2年間であったかもしれないので、そのことも考慮して調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえるが、i) 申立人の同僚から、申立人の勤務実態を確認できなかったこと、ii) 事業主及び申立人が記憶している上司はいずれも特定できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 7 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間には変更は無いとしながらも、勤務期間は1年前の昭和37年4月から39年3月までの2年間であったかもしれないので、そのことも考慮して調査してほしいとしているが、申立人から新たな資料の提出等はない。また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、37年4月から40年4月までの期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無く、当該主張のみでは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月から30年5月まで

私は、昭和29年3月頃から約1年間、A社でB等を運搬する仕事をしてきたが、日本年金機構からの厚生年金保険期間の回答書にはその記録が無かったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申し立てたA社の名称では厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらないが、申立人が記憶する当時の会社の状況とC社の事業主の当時の同社の状況についての供述が一致していることから、申立人は、A社ではなく、C社の前身であるD社に勤務していた可能性がうかがわれる。

しかしながら、C社の事業主は、「申立期間当時の書類は残っていない。当時の事情を知る歴代経営者である祖父母及び両親は既に死亡している。」と供述している上、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、被保険者であった3人に文書による照会をしたが、いずれも申立人のことを記憶していないと回答していることから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 51 年 7 月 11 日まで

私は、申立期間にA社B工場及び同社C工場に勤務していたが、当該期間の標準報酬月額の記録が、当時、支給されていた報酬額よりも低額になっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、同期入社し、同じ業務をしていたとする同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同水準であることがオンライン記録から確認できるほか、申立人と同学年で同じ年月日に被保険者資格を取得したA社B工場の同僚 34 人及び同社C工場の同僚 34 人の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額と同水準で推移していることがオンライン記録から確認できる。

また、上述の同僚のうち一人から提出された昭和 45 年 5 月分及び同年 6 月分の給与明細書を見ると、同人のオンライン記録の標準報酬月額（申立人の標準報酬月額の記録と同水準である。）に見合った厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票及びD厚生年金基金の加入員記録において、それぞれに記載された標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。